

南あわじ市子育て応援シンボルキャラクター「ゆめるん」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南あわじ市子育て応援シンボルキャラクター「ゆめるん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(設置等)

第2条 着ぐるみは、南あわじ市役所に設置する。

2 南あわじ市市民福祉部子育てゆめるん課職員は、南あわじ市市民福祉部子育てゆめるん課長（以下「管理者」という。）の命を受けて着ぐるみの管理及び貸出しに係る事務を行う。

(使用申込の提出)

第3条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめゆめるん着ぐるみ貸出申込書を、管理者に提出し、その承諾を得なければならない。

(使用の承諾)

第4条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) 南あわじ市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) その他、管理者が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消し)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(返却)

第8条 使用者は、使用期間が満了した場合は、クリーニングを行い今後の使用及び衛生上問題のない状態にして、使用期間満了日から10日以内に管理者に着ぐるみを返却しなければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、クリーニングをせずに返却することができる。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを破損した場合は、使用者の責任と負担により、修補等を行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年8月3日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。